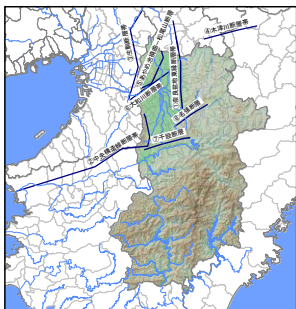


斑鳩町耐震改修促進計画の概要

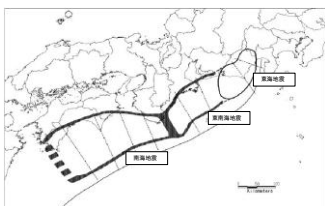
●計画の目的・期間

▶安全で安心して暮らせるまちづくりを目指して、大地震による住宅・建築物の倒壊等の被害から住民の生命、身体及び財産を守り、被害を最小限に留めるため、住宅、特定建築物及び公共建築物を中心とした建築物の耐震化を総合的かつ計画的に推進することを目的とします。また、計画期間は令和8年度から令和17年度までの10カ年とします。

●想定地震



【内陸型地震】



【海溝型地震】

●建築物の耐震化緊急対策方針(H17)

▶中央防災会議において、全国的に取り組むべき「社会全体の国家的な緊急課題」とされ、効果的かつ効率的に建築物の耐震改修等を実施することが求められている。

●国の基本方針(R7)

▶住宅については令和17年までに、要緊急安全確認大規模建築物については令和12年までに、要安全確認計画記載建築物については早期に、耐震性が不十分なものをおおむね解消することを目標に掲げている。また、令和7年6月に閣議決定された第1次国土強靱化実施中期計画(令和8年度から令和12年度)においては、住宅の耐震化率について、令和12年までに95%とすることが計画期間目標として掲げられている。

●奈良県耐震改修促進計画(R8)

R7 住宅耐震化率 90%	▶	R17 住宅耐震化率 おおむね解消
R7 多数の者が利用する民間建築物耐震化率 91%	▶	R12 多数の者が利用する民間建築物耐震化率 おおむね解消
R7 県有建築物耐震化率 99%	▶	R17 県有建築物耐震化率 おおむね解消

●斑鳩町耐震改修促進計画(R8)

R7 住宅耐震化率 87%	▶	R17 住宅耐震化率 おおむね解消
R7 多数の者が利用する建築物耐震化率 91%	▶	R12 多数の者が利用する建築物耐震化率 おおむね解消
R7 町有建築物耐震化率 90%	▶	R17 町有建築物耐震化率 おおむね解消

●耐震診断及び耐震改修に係る基本的な取り組み方針

▶住宅・建築物の耐震化は、住宅・建築物の所有者が自ら取り組まなければならない問題であり、町は、こうした住宅・建築物の所有者による耐震化への取り組みをできる限り支援することとし、耐震診断や耐震改修を行いやすい環境整備や、費用の負担軽減に係る事業を実施することにより、建築物の耐震化の促進を図ることを基本的な取り組み方針とします。

●住宅・建築物の所有者等、町、建築関係団体等の役割

- ▶住宅・建築物の所有者等は、地震防災対策を自らの問題、地域の問題として捉え、住宅・建築物の地震に対する安全性を確保するとともに、その向上を図るため、耐震診断、耐震改修及び建替え等に努め、自ら「生命・財産を守る」ことを基本とします。
- ▶町は、「住民の生命・財産を守る」ことを基本とし、優先的に耐震化すべき建築物や重点的に耐震化すべき地域の耐震化を促進し、地震に強いまちづくりに努めることを基本とします。
- ▶建築関係団体等は、住宅・建築物の耐震化に関する技術の向上・開発に努めるとともに、住宅・建築物の所有者等が気軽に相談ができる体制の構築に協力し、耐震化の促進に寄与することを基本とします。

●耐震化を進めるための具体的な施策の展開

- ▶既存木造住宅耐震診断・改修支援事業の推進
- ▶相談体制の整備及び情報提供の充実
- ▶ブロック塀等の倒壊防止対策、窓ガラス及び天井等の落下防止対策の推進
- ▶エレベーターの閉じ込め防止対策の推進
- ▶パンフレットの配布、各種広報媒体を活用した耐震化の普及・啓発の実施
- ▶リフォームにあわせた耐震改修の啓発・誘導
- ▶家具の転倒防止策の推進
- ▶自治会等との連携による耐震化に向けた取り組み支援
- ▶庁内での耐震化に向けた推進体制の確立
- ▶関係団体との協働による推進体制の確立
- ▶高齢者世帯への啓発及び知識の普及
- ▶新耐震基準の木造住宅の耐震性検証法の普及・啓発